

# 中国の鳥インフルエンザA(H7N9)に関する検疫対応フロー

※「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者に対する検疫対応について」(平成25年4月4日事務連絡)

YES  NO 

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

呼びかけ、サーモグラフィー等による体温確認、健康相談室への来室等により、  
 ①中国(香港及びマカオ含む)から来航する航空機・船舶により到着した者 又は  
 ②聞き取りにより10日以内に中国に滞在したことが判明した者

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす) 及び 急性呼吸器症状があるか

※鳥又は鳥インフルエンザ患者(疑い含む)との濃厚接触歴がある場合、通知1※に基づきH5N1対応

・自治体への連絡等に活用する旨同意を得た上で、通知1※「調査票」等を準用し、本人の連絡先等を把握

・渡航先を勧奨し、必要に応じA,H1,H3,H5,H7検査を実施(本人の同意を得ること)

(以下を実施した上で入国)

○感染症指定医療機関等の医療機関を紹介(以下の書類を同封)。本人に通知2の内容を説明し、受診を勧める。

- ①医療機関あて患者を紹介した旨の書面
- ②健康相談記録票(コピー)
- ③通知2※※

※重症の場合、感染症指定医療機関に搬送

○軽症の場合、マスク等の感染予防策を勧奨した上で、「健康カード(別添2)」を本人に説明・配布

○紹介した医療機関に対し「受診を勧めた」旨を電話等により連絡

○居所を所管する自治体等へ情報提供

○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、調査票等をメールやFAX等で報告(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

「健康カード(別添2)」を本人に配布し、異状が生じた場合、医療機関を受診するよう伝え、入国

<保健所の対応>  
 健康カードに基づく相談があった場合、渡航先や症状、居所について把握の上、  
 ・感染症指定医療機関等の紹介  
 ・マスク等の感染予防策の勧奨等

○厚生労働省結核感染症課

<検査結果>

○本人、自治体等に連絡。受診が必要な場合は、医療機関にも連絡

○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、メールやFAX等で報告(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

○厚生労働省結核感染症課

A(+)で、H5(+)又はH7(+)又は亜型不明  
 →本人に感染症指定医療機関等受診を勧奨

検体送付

○感染研 亜型確認  
 ※以後は自治体フロー参照

AやHとも全て陰性

症状が悪化した場合等、医療機関を受診するよう本人に伝達。

A(+)で H1(+),H3(+)

季節性インフルとして対応

※通知1 「鳥インフルエンザ(H5N1)における検疫対応について」の一部改正について(平成23年8月19日付健感発0819第1号)

※※通知2 「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生について(情報提供及び協力依頼)」(平成25年4月3日付健感発0403第3号)